

## 吹田市こども計画（素案）の内容等について

## 1 概要

こども基本法第 10 条において、こども大綱等を勘案し、市町村こども計画を定めることが努力義務として規定されています。また、市町村こども計画は、市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する子供施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができることとなっています。

一体的に作成することにより、市民にとって一層分かりやすいものとするとともに、子供施策に全体として統一的に横串を刺し、効果的・効率的に子供施策を推進することなどが期待されています。

## 2 吹田市こども計画に盛り込む内容等

	内容等
根拠法	こども基本法に基づく市町村こども計画（計画策定は努力義務）
計画等	(1)市町村子ども・子育て支援事業計画 (2)ひとり親家庭等自立促進計画 (3)母子保健計画 (4)成育医療等基本方針に基づく計画 (5)子供・若者計画 (6)少子化対策 (7)子供の貧困対策（第 2 次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針） ※策定済 (8)次世代育成支援行動計画

なお、子供・若者計画部分については、青少年健全育成に関わる関係者に、子ども・子育て支援審議会に臨時委員（子ども・子育て支援審議会条例第 3 条に基づく）として委嘱し、一体的に審議を進めていただくことを予定しています。